請　　書

１　件　　　名

２　品名等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 規格・品質 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

３　契約金額　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　円）

４　納入場所

５　納入期限　　　　　令和　　年　　月　　日

６　契約保証金　　　　　免　除

　　　上記の物品購入について、次の条項承諾の上お請けいたします。

　　　令和　　年　　月　　日

登米市上下水道事業

登米市長　熊谷　盛廣　殿

　　　　　　　　　　　　　　　請負者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

１　この契約において登米市を甲とし、請負者を乙とする。

２　乙は、頭書の契約金額をもって物品を甲に引き渡し、甲はその契約代金を支払うものとする。

３　乙は、物品を納入したときは、納品書を添え、甲に通知しなければならない。

４　甲は、前項の通知を受けたときは、その日から１０日以内に乙立会いの上検査をしなければならない。

５　乙は、前項の検査に合格したときは、すみやかに甲に当該物品を引き渡さなければならない。

６　第４項の検査に合格しないものがあるときは、乙は、遅滞なくこれを取替え、又は補修して再検査を受けなければならない。

７　乙は、その責に帰することができない理由により期限までに物品を納入することができないときは、甲に対し納入期限の延長を求めることができる。ただしその日数は甲乙協議して定める。

８　乙が正当な理由なく期限内に物品を納入しない場合において、期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めたときは、甲は期限を延長することができる。

９　前項の場合において、甲は、乙から契約金額に対して、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額を遅延利息として徴収することができる。ただし、契約期間中、財務大臣が決定する率が見直された場合は、見直し後の率を乗じて計算するものとする。

１０　甲は、乙が納入した物品に契約不適合があるときは、乙に対して相当の期間を定めて、目的物の取替え若しくは補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、この請求は、物品の引渡しを受けた日から１年以内とする。

１１　甲は、乙の債務不履行、登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成２０年告示第２２７号）に該当するとき又はその他不誠実な行為があったときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、乙から請負代金額の１０分の１を違約金として徴収することができる。

１２　乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるときは、契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に対して損害の賠償を求めることができる。

１３　甲は、物品の引渡しを受けた後適法な請求書を受理したときは、その日から３０日以内に代金を支払うものとする。

１４　乙は、甲の代金支払が前項の期日より遅延したときは、その日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、契約期間中、財務大臣が決定する率が見直された場合は、見直し後の率を乗じて計算するものとする。

１５　この契約に定めの無い事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。